

§ 7 許可の基準

第7条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう¹。以下同じ。）のうち常勤²であるものの1人が、個人である場合においてはその者又はその支配人³のうち1人が次のいずれかに該当する者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者⁴

ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者⁵

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のもの⁶を置く者であること。

イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。以下同じ。）を卒業した後3年以上実務の経験⁷を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科⁸を修めたもの

ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し10年以上実務の経験を有する者⁹

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者¹⁰

三 法人である場合においては当該法人又はその役員¹¹若しくは政令で定める使用人¹²が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正¹³又は不誠実な行為¹⁴をするおそれが明らかな者でないこと¹⁵。

四 請負契約（第3条第1項ただし書の政令で定める⑩軽微な建設工事に係るものを除く。）を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用⑪を有しないことが明らかな者でないこと。

趣旨

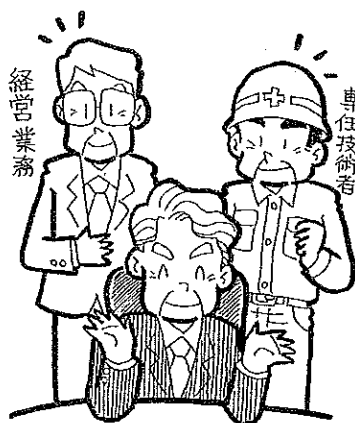
この条は、一般建設業の許可基準について定めています。建設業を営むには、軽微な建設工事となるものを除いて、一定の要件を備えた者が許可の申請を行い、許可を得て営業することとされています。このために許可が恣意的にならないように、許可の基準は法律上明らかにされている必要があります。

そこで、この条は、一般建設業の許可の基準のうち、積極的要件として建設業に関して次の5つの許可要件を定めており、このすべてに該当しないと許可は取得できません。

- ① 経營業務の管理責任者を有すること（法7一）
- ② 専任の技術者を有すること（法7二）
- ③ 誠実性を有すること（法7三）
- ④ 財産的基礎または金銭的信用を有すること（法7四）

つまり、この条は、国土交通大臣または都道府県知事は、許可申請者が本条1号から4号の基準に適合していると認められるときでなければ、許可することができないとしています。また、

- ⑤ 消極的要件として法8条各号に規定する欠格要件に該当しないことも必要です。



ポイント

1 役員

①「業務を執行する社員」とは、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社の総称で、業務執行は社員が行わなければなりません（会社法575。））の業務を執行する社員（合資会社・合名会社の無限責任社員、合同会社の有限責任社員）をいい、②「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、③「執行役」とは、委員会設置会社の執行役をいいます。④また「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合などの理事などをいいます。なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事および事務局長などは含まれません（平13・4・3国総建97）。

2 役員……のうち常勤

「役員……のうち常勤」であるものとは、いわゆる常勤役員をいいます。原則として本社、本店等において、休日その他の勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に、毎日所定の時間中その職務に従事している者をいいます。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体および場所が同一である場合を除き、「常勤であるもの」に該当しません（平13・4・3国総建97）。

3 支配人

支配人とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します（平13・4・3国総建97）。

4 経營業務の管理責任者としての経験を有する者

経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは、営業上、対外的に責任を有する地位にあって、総合的に経營業務について管理した経験を有する者をいいます（平13・4・3国総建97）。

この基準は、事業の経営陣に一定の経營業務の経験者を配置することによって、受注生産であること、契約金額が多額であること、目的物引渡し後の瑕疵担保責任

などの特性を有する建設業の適正な経営を確保することを目的としています。

具体的には、法人である場合には常勤の役員（ポイント②参照）のうち1人、個人である場合には事業主本人、または支配人その他支店長、営業所長等（営業取引上対外的に責任を持つ地位にあって、経營業務について総合的に管理した経験を有する者）のうち1人が、次のいずれかに該当することが必要です。

① 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者として経験を有していること（法7-イ）。

② 国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者（法7-イロ）

なお、法3条1項により地方整備局長等が許可を与える場合の基準は次のとおりです（平13・4・3国総建99）。

a 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者として経験を有していること

b 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

c 許可を受けようとする建設業に関し、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって、一定の経験を有する者（経營業務の執行に関して、取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受け、その権限に基づき執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した者、7年以上経營業務を補佐した経験のある者）

d 国土交通大臣がaからcの者と同等以上の能力を有するものと認定した者

5 同等以上の能力を有するものと認定した者

(1) 許可を受けようとする建設業に関して経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（昭47・3・8建告351・1号）

許可を受けようとする建設業に関して、本条1号イの5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者（ポイント④参照）と同等以上の能力を有すると認定した者とは、使用人が法人である場合には役員（ポイント②参照）に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合にはその当該個人に次ぐ職制上の地位をいい、次のいずれかの経験を有する者です（昭47・3・8建告351）。

ア 執行役員等としての経営管理経験について（昭47・3・8建告351、法7-イ）

① 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締

役から具体的な権限委譲を受け、かつその権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験をいい、いわゆる「執行役員等としての経営管理経験」を有する者です。具体的には、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

具体的には、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者および技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に従事した経験を言います。たとえば大企業の営業部長や工事部長など実際に建設と直接関係のある業務を担当する部署の部長以上の地位にあって、経営業務の執行に関して取締役以上の権限を指します。したがって、人事部長など直接経営業務に関係しない部長は該当しません。

個人企業の場合は、事業主に次ぐ者等をいいます。ただし、個人企業の場合には、事業主だけを要件適格者とする、事業主の死亡などによって実質的に廃業とされるのを救済するために、その後継者である配偶者や息子に対して認められます。

- ② 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間と、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本条1号イに該当します（平13・4・3国総建97）。

イ 7年以上経営業務を補佐した経験について（昭47・3・8建告351、法7一ロ）

- ① 経営業務を補佐した経験、いわゆる「補佐経験」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者で、具体的には、法人の場合には役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合には当該個人に次ぐ職制上の地位にある者をいいます。従事した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者および技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般についての経験をいいます。
- ② 補佐経験が7年以上とは、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験、または許可を受けようとする建設業もしくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算7年以上である場合も、本条1号ロに該当します（平13・4・3国総建97）。

③ 同様に、法人、個人、またはその両方において7年以上の補佐経験を有するものについては、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本条1号口に該当します。

(2) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経營業務管理責任者としての経験(昭47・3・8建告351・2号)

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経營業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することが必要ではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいです。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関して通算7年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する場合も本条1号に該当します(平13・4・3国総建97)。

6 専任のもの

本条2号は、建設工事に関する請負契約の適正な締結と履行を確保するために、各営業所に、許可を受けようとする建設業に関する一定の資格または経験を有する技術者を専任で配置することを求めるものです。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して主としてその職務に従事する者を行います。会社の役員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」かどうか判断されます。したがって、これらの判断基準によって専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱われます(平13・4・3国総建97)。

親会社から子会社に出向するとか、複数の会社が共同出資した新会社に出向するなどの場合がありますが、本条では専任の者の常勤性を求めていますから、その要件を満たせば専任の技術者あるいは経營業務の管理責任者になることができます。

次のような者は、原則として「専任」の者には該当しないとされます(平13・4・3国総建97)。

- ① 住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、通勤が不可能と考えられる者
- ② 他の営業所(他の建設業者の営業所も含みます。)において専任の技術者となっている者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者など、他の事務所において専任となっている者
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

7 実務の経験

実務の経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。ただし、建設工事の発注にあたって注文者側で設計技術者として設計に従事したとか、または現場監督技術者として監督に従事した経験や、土工およびその見習いに従事した経験などは含まれます。

実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係わる経験期間を積み上げて合計した期間とされます（平13・4・3国総建97）。

なお、電気工事、消防施設工事で一定の免状（電気工事士免状、消防設備士免状等）の交付を受けた者でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験は、その免状の交付を受けた者等として従事した実務の経験を経験期間に算入できます。

8 国土交通省令で定める学科

国土交通省令で定める学科を修めたのとは、規則1条で次の表のように定められています。次の表の右欄にある学科は、いずれも「関する学科」とされていますから、同一の名称でなくても、内容・実体が同程度のものであればよいとされています。

【規則1条 表】

許可を受けようとする建設業	学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含みます。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学または交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学または都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業	土木工学または建築学に関する学科

§ 7 許可の基準

タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	
電気工事業 電気通信工事業	電気工学または電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学または衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学または機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学または機械工学に関する学科
板金工事業	建築学または機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学または建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学または電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学または機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学または林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学または衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学または機械工学に関する学科

建設業法手引一

9 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者

許可を受けようとする建設業に係わる建設工事に関する実務経験とは、法別表第一に定めている28の建設工事のうち、許可を受けようとするものに関する技術上の経験をいいます。「実務の経験」はポイント7を参照してください。

なお、この場合も技術上の経験が必要ですから、事務系の仕事や工事現場の雑務の経験は対象となりません。

また、「許可を受けようとする建設業に係わる建設工事に関し実務の経験を有する者」(本条2号)と「許可を受けようとする建設業に係わる経営実務の管理責任者としての経験を有する者」(本条1号)は、それぞれの要件を満たしていれば、同一

二三四

人でも可能であるとされています。そこで、Aが経営経験を有する場合に、Aが常勤する営業所に置かれている建設工事に関して、実務の経験を有する者の要件を満たしている限り、Aは兼任することができます。その場合には、勤務場所が同一の営業所である限り差し支えないということです。

同様に、二つ以上の建設業について許可を受けようとする場合には、一つの建設業について本号のイ、ロまたはハの要件を満たして、すでに許可を受けているときに、他の建設業について、許可の追加または更新の場合、あるいは一般建設業と特定建設業の許可の関係においても、その者が本条2号の要件を満たしているとして取り扱うことができます(平13・4・3国総建97)。また、本条2号の専任技術者と法26条1項、26条の2の主任技術者の兼任も、双方の業務に支障がないと判断されるときには、認められると解されています。

⑩ 同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

法7条2号ハの規定により、同号のイまたはロに掲げる者と同等以上の知識および技術または技能を有するものと認められる者とは、次に掲げる者をいいます(規7の3)。

- ① 許可を受けようとする建設業に係わる建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大14文部省令30)による検定で1条に規定する学科に合格した後5年以上または旧専門学校卒業程度検定規程(昭18文部省令46)による検定で同条に規定する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ② 前記①に掲げる者のほか、次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする建設業の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる者

土木工 事業	1 法27条1項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工または1級の土木施工管理もしくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限ります。)とするものに合格した者 2 技術士法(昭和58年法律25号)4条1項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限ります。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限ります。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限ります。)または総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」または「水産土木」とするものに限ります。)とするものに合格した者
建築工	1 法27条1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理

§ 7 許可の基準

事業	または2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限ります。）とするものに合格した者
	2 建築士法（昭和25年法律202号）4条の規定による1級建築士または2級建築士の免許を受けた者
大工工事業	1 法27条1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理または2級の建築施工管理（種別を「躯体」または「仕上げ」とするものに限ります。）とするものに合格した者
	2 建築士法4条の規定による1級建築士、2級建築士または木造建築士の免許を受けた者
	3 職業能力開発促進法（昭和44年法律64号）44条1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工とするものに合格した者または検定職種を2級の建築大工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者
	4 建築工事業および大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
	5 大工工事業および内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
左官工事業	1 法27条1項の規定による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理または2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限ります。）とするものに合格した者
	2 職業能力開発促進法44条1項の規定による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者または検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者
とび・土工事業	1 法27条1項の規定による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理もしくは2級の土木施工管理（種別を「土木」または「薬液注入」とするものに限ります。）または1級の建築施工管理もしくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限ります。）とするものに合格した者
	2 技術士法4条1項の規定による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限ります。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限ります。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限ります。）または総合技術監理部門（選択科目を建設部

14 不誠実な行為

不誠実な行為とは、工事内容、工期、天災等の不可抗力による損害の負担等について、請負契約の違反行為をいいます（平13・4・3国総建97）。

15 おそれが明らかな者でないこと

不正または不誠実な行為をするおそれが「明らかな者」とは、過去の一定の期間において、建設取引はもとより、建築士の業務やコンサルタント業務、宅地建物取引業法（昭27法176）など建設関連取引に関して、不正または不誠実な行為をし、今後の繰り返すおそれが明らかであるような場合です。

具体的には、次のように取り扱われます（平13・4・3国総建97）。

- ① この基準は、許可申請の場合の判断基準ですから、許可を受けて継続的に建設業を営んでいた者については、請負契約に関する「不正な行為」または「不誠実な行為」などの事実が確知された場合、または下記の②に該当する者（建築士法（昭25法202）、宅地建物取引業法等の規定による不正または不誠実な行為による処分）でない限り、許可の有期間中は不正、不誠実な行為をすることが明らかな者として取り扱われません。しかし、法29条1項6号前段（建設業者の請負契約に関する不誠実な行為の情状がとくに重い場合）に該当する場合には、許可が取り消されます。
- ② 具体的には、「その役員」（ポイント11参照）や「政令で定める使用人」（ポイント12参照）が、建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正または不誠実な行為を行ったことによって免許の取消し処分を受け、損害賠償の最終処分から5年を経過していない場合は、本条3号の基準を満たしていないものとして取り扱われます。
- ③ 建設業の許可を受けようとする者が、暴力団の構成員である場合、または暴力団に実質的な経営上の支配を受けている場合には、本条3号の基準を満たしていないものとして取り扱われることとなります。なお、ここでいう「暴力団」は、指定暴力団か否かに係わりません。

16 政令で定める

令1条の2で定める「軽微な建設工事」を意味します（「§ 3 建設業の許可」を参照してください）。

Ⅶ 財産的基礎又は金銭的信用

許可を取得することは、対外的に信用を得ることを意味します。その信用を担保するために一般建設業の新規申請では、申請直前の決算において、自己資本が一定額（500万円）以上の財産であるか否かが審査されます。この基準は、建設業においては、資材の購入、工事着工のための準備などの費用を要することから、その営業にあたってある程度の資金の確保が、許可を受けるべき建設業者に対して求める最低限度の財産的基礎を必要とするものです。

(1) 判断基準

本条4号の判断基準は、既存の企業では、申請時の直前の決算期における財務諸表により判断され、新規設立の企業では、創業時における財務諸表により判断され、かつ後記(2)の許可基準を満たしていることが必要となります。

また、本条4号の基準に適合するか否かは、当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準に適合しないことになっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

(2) 許可の審査基準

本条4号で要求する財産的基礎または金銭的信用は、建設業の営業取引活動のために必要な最小限度の経済的な水準を定めたものと考えられますから、許可の審査にあたっては、倒産することが明白である場合を除き、次のいずれかに該当する者は、この基準に適合しているものとして取り扱われます（平13・4・3国総建97）。

- ① 自己資金の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力があると認められる者
- ③ 許可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する者

ここでいう「自己資本」とは、法人では貸借対照表における純資産合計の額を、個人では期首資本金、事業主借勘定および事業主利益の合計額から、事業主貸勘定の額を控除した額に、負債の部に計上されている利益保留性の引当金および準備金の額を加えた額をいいます。

「500万円以上の資金を調達する能力があると認められる者」は、書面で審査され、たとえば、担保とする不動産を所有し、これにより金融機関などから融資を受けられるというような場合、固定資産税納税証明書、不動産登記簿の謄本で判断されます。また、取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書により判断されます（平13・4・3国総建97）。

§.7 許可の基準

ただし、本条4号の審査基準については、工事一件の請負代金の額が、建築一式工事では1,500万円に満たない工事、または延べ面積150㎡に満たない木造住宅工事に係わるもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係わるものは含まれません。

なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が、工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除いて、各契約の請負代金の額の合計額です。また注文者が材料を提供する場合には、その市場価格、または市場価格および運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とされます。

なお、地方整備局長等に建設業の許可申請を行う場合については、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」(平13・4・3国総建99)によることとなります。



関係告示

◆建設業法第7条第1号に掲げる者と同等以上の能力を有する者を指定

(昭47・3・8建告351)

最終改正 平19・3・30国交通告438

建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第1号ロの規定により、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和47年4月1日から適用する。

- 一 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。)にあつて次のいずれかの経験を有する者
 - イ 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験
 - ロ 7年以上経営業務を補佐した経験
- 二 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- 三 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等

§ 7 許可の基準

以上の能力を有すると認める者

附 則 (平12建告2345)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律 (平成11年法律第88号) の施行の日 (平成13年1月6日) から施行する。

(昭62・4・11建告949)

最終改正 平12・12・12建告2345

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第7条第1号ロの規定により、昭和47年3月8日建設省告示第351号に定めるほか、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和62年4月1日から適用する。

日本国有鉄道改革法 (昭和61年法律第87号) による改正前の日本国有鉄道において、総裁、副総裁、技師長若しくは常務理事であつた期間又は次の表の上欄に掲げる部局の下欄に掲げる職位にあつた期間の合計が7年以上ある者で国土交通大臣が建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもの

部 局		職 位	
本社	経営計画室	室長	
	情報システム部	部長	
	自動車局	局長	
	車両局	局長	
	建設局	局長	
	施設局	局長	
	電気局	局長	
地方 機関	総局	総局長、次長 (室に置くものを除く。)、施設部長、 電気部長、工務部長	
	首都圏本部	本部長、次長 (室に置くものを除く。)	
	総合指令本部	本部長、次長	
	本社 直轄 及び 総局 所管	鉄道管理局	局長、次長 (開発部、地方資材部、工場、工事事務 所及び電気工事事務所に置くものを除く。)、施設部 長、電気部長、工務部長
		管理部	部長、次長 (総合車両部に置くものを除く。)
	地方自動車局及び地	局長、部長、次長	

建設業法手引四

二四八

§ 7 許可の基準

		業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

建設業法手引四



参考判例

○A会社は、建設業法7条2号所定の専任技術者をおいていないのに、存在するかのよう
な虚偽の書類を作成・提出し、これを県知事が看過して許可を与えた。X（原告、被控
訴人）は、A会社に住宅の建設を発注したところ、工事に瑕疵が多かったために契約を
解除し、A会社に損害賠償請求を行った。県知事は、Xからの申出によりA会社が専任
技術者を置いていないとして許可を取消した。その後、Xは、県知事が所定の要件を満
たしていないのにこれを看過してA会社に一般建設業の許可をしたために、その許可を
受けた業者が瑕疵ある工事をしたとして、国家賠償法1条1項に基づいて損害賠償を求
めた。

判決は、7条2号は、許可申請前に専任技術者が一定期間常勤していることを要求し
てはならず、単に許可申請時に専任技術者が常勤していることを要求しているにとどま
り、書類の種類については特に定めがないので、県知事は、申請者にその事案に即した
適切な書類を申請者に添付させ、その記載等からして常勤の専任技術者がおかれている
と認めることができれば許可しなければならないところ、本件の事実関係のもとでは、
提示を求めるのは出勤簿のみであり、これと申請者の説明によって7条2号の要件を判
断したのは、法の趣旨にそった取扱いであり違法性がないとして、Xの敗訴を判示した。

（東京高判平21・12・17判タ1319・65）

§ 8 [許可の基準]

第8条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれか（許可の更新を受けようとする者にあつては、第1号又は第7号から第13号までのいずれか）に該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項^①について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実^②の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

- 一 成年被後見人^③若しくは被保佐人^④又は破産者で復権を得ないもの^⑤
- 二 第29条第1項第5号又は第6号に該当すること^⑥により一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 三 第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知^⑦があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人^⑧であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 五 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者^⑨
- 六 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者^⑩
- 七 禁錮以上の刑に処せられ^⑪、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの^⑫若しくは暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり^㉒、又はその刑の執行を受けることがなくなつた^㉓日から5年を経過しない者

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日^㉔から5年を経過しない者（第13号において「暴力団員等」という。）

十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者^㉕でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの^㉖

十一 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第9号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者^㉗についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者^㉘についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者^㉙についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの

十二 個人で政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第9号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く^㉚。）のあるもの

十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者^㉛

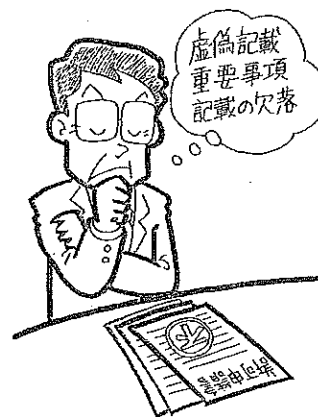
趣旨

この条は、一般建設業の許可基準のうち、欠格要件と拒否事由について定めています。

建設業の許可基準は、法7条と法8条の両規定によって法律上明らかにされています。法7条は、許可基準の積極的要件を定めているのに対して、本条は、消極的要件、すなわち欠格要件を定めたものです。

本条は、建設業者としての適性が期待できないような以下の2つの場合には、許可をしてはならないと定めています。

- ① 申請書類の重要事項について虚偽の記載があったり、重要事項の記載が欠けていたりするとき（拒否事由）
- ② 許可を受けようとする者（法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人・支配人、その他支店長・営業部長など）が、本条1号から13号（許可の更新の場合は1号または7号から13号）までの各号のいずれかに該当するとき（欠格要件）



拒否事由は、主として許可制度そのものから要請されるものであり、欠格要件は、許可を受けようとする者が、社会制度上または建設業法の性格上、建設業者の資質を欠いているとみられる場合です。

➔ ポイント

❶ 重要な事項

拒否事由は、主として許可制度そのものから要請されるものです。重要な事項の判断基準は、本法では具体的に示されていないので、具体的判断によることとなりますが、少なくとも許可行政庁が許可するか否かの判断に影響を与える事項ということになるでしょう。

また、許可申請書や添付書類の重要な事項についての虚偽の記載は、審査にあたって必要とするすべての事項について問題となります。

② 重要な事実

重要な事実の判断も、本法では具体的に示されていませんので、具体的判断によることとなります。この記載が欠けているかどうかは、審査にあたって必要とするすべての事項について問題となります。

なお、法8条本文の拒否事由として、次のような場合が該当します。

(1) 虚偽記載・重要事実の記載が欠けている場合

許可申請書もしくは添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載があるとき、または重要な事実の記載が欠けているときは、許可の審査が不可能であり、判断を誤らせることになるために、許可は与えられません。

さらに、許可申請書は閲覧できるために、一般にも間違った資料を提供することになり、許可の審査の意味がなくなります。

(2) 虚偽記載・重要事実の記載が欠けている原因

虚偽記載などがあった場合には、それが故意か過失かにより、許可の諾否に違いが生ずるのか問題となります。

虚偽の記載などの行為は、そこから生ずる結果は同じですから、いずれの場合であっても許可を拒否する事由になると解されます。しかし、許可行政庁（または経由行政庁）は、申請者に故意または悪意がない限り、誤記についてはその訂正、脱落がある場合には、その補完を指導することが望ましいとされています。

③ 成年被後見人

成年被後見人とは、精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、一定の者の請求により家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいいます（民7）。成年被後見人は、おおむね意思能力のない状態であるために単独で契約等をする行為能力が制限されており、財産上の法律行為については代理人として成年後見人が付けられます（民8・859）。これらの者の行った法律行為は、日用品の購入などを除いて常に取り消されますので（民9）、法人の役員等、個人にあっては本人・支配人、その他支店長・営業所長等が、そのような審判を受けている場合には、建設業として円滑で的確な仕事を期待できません。このため、許可の対象から除かれています。

4 被保佐人

被保佐人とは、精神上の障害により、事理を弁識する能力が著しく不十分な者で、一定の者の請求により家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた者をいいます（民11）。被保佐人には、保護者として保佐人が付され、一定の契約などの法律行為について保佐人の同意が必要とされます（民13）。したがって、保佐開始の審判を受けた者が保佐人の同意を得ないで行った一定の契約は取り消すことができるために（民13④）、建設業者としての円滑で的確な仕事を期待できません。

5 破産者で復権を得ないもの

破産は、一般的には財産をすべて失うことを意味します。法的に広い意味では債務者がその債務を完済することができない状態、または、そのような状態にある場合に、債権者に対して財産を公平に配分することを目的として行われる手続（破産手続）をいいます。

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合には、利害関係人の申立てにより、または職権で、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができ（破産28①）、また、破産手続開始決定がなされれば、その後は破産管財人によって財産の管理・処分がなされます。したがって、破産者は、建設取引など様々な契約能力の制限を受けることになり、許可の対象としては適当ではないこととなります。

6 第29条第1項第5号又は第6号に該当すること

① 法29条1項5号は、「不正の手段」によって法3条1項の許可を受けた場合の取消しを定めています。不正の手段とは、許可申請書およびその添付書類に虚偽の記載をしたり、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対し虚偽の回答をしたりすること、あるいは暴行、脅迫などの不正な行為で許可を受けること等をいいます。

すでに許可を受けている建設業者であっても、虚偽の記載や記載漏れが判明した場合には、法29条1項5号の不正の手段により許可を受けた場合に該当し、その許可は取り消されます。

② 法29条1項6号は、法28条1項の各号に該当して情状がとくに重い場合、法28条3項もしくは5項による営業停止の処分に違反して許可を取り消された場合で

す。情状がとくに重い場合とは、建設業者の故意・重大な過失が認められる場合、同種の事実を繰り返している場合などであり、営業停止の処分に違反した場合は、停止を命ぜられている期間中に営業行為を行ったときをいいます。

- ③ 本条2号は、上記①のように不正の手段によって許可を受けたもの、あるいは上記②により許可を取り消されたものは、取消しの日から5年間は許可を受けられないことを定めています。ある建設業の許可を取り消された場合に、すぐに他の業種の建設業について許可を受けることを認めるのは、法の趣旨からして適当ではないからです。
- ④ 本条2号の5年を経過しない者とは、法人の役員等、個人の場合は本人、支配人、営業所の代表者（支配人である者を除きます。）に該当者がいる場合を含みません。

7 行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知

行政手続法15条の規定による通知とは、取消処分に先立って行われる、不利益処分の内容・根拠、処分の原因・事実通知、聴聞の期間などの通知のことです（行手15）。

本条3号は、ポイント**6**のように法29条1項5号、6号に該当して、許可の取消しを受けた場合には、通知のあった日から、処分があった日または処分しないことが決まった日までの間に、許可の取消しを免れるために自ら廃業の届出を行った事業者は、廃業の届出の日から5年を経過しなければ新たな許可を受けることはできないと定めています。つまり、事業者が許可の取消処分を予想して、その処分を受ける前に建設業を廃業してしまえば、結果として取消しの処分を受けなくて済むことになり、一種の脱法的な行為となります。本号は、そのような廃業により処分を免れておいて、新たに建設業の許可申請をするという脱法行為による再参入を防ぐことを目的としています。

なお、廃業届の主な理由としては、①許可に係わる建設業者の死亡、②法人の合併により消滅、法人の破産手続開始による解散、④合併、破産の理由以外の解散、⑤建設業の廃止、などがあげられます。

本条3号の5年を経過しない者には、法人の役員等、個人の場合は本人、支配人、営業所の代表者（支配人である者を除きます。）に該当者がいる場合を含みます。

8 政令で定める使用人

令3条に定める使用人は、支配人および法1条に規定する営業所の代表者（支配

人である者を除きます。)をいいます。

本条4号は、3号が規定する5年間の期間内に法12条5号(廃業した場合の届出)の届出があった場合、許可の取消しを免れるために廃業の届出を行った事業者に対しては、行政手続法15条による許可の取消処分に係わる聴聞の通知の日の前、60日以内に届出した法人の役員等、もしくは政令で定める使用人であった者、またはその個人の政令で定める使用人であった者については、廃業の届出提出後5年間は新たな許可を受けることはできないことを定めています。

本号も、3号と同様に脱法行為を防止するための規定です。

9 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

本条5号により、法28条3項または5項によって、建設工事を適切に行わなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、あるいは危害を及ぼす恐れが大であるとき、または請負契約に関して不誠実な行為をしたことなどにより、営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しないものは許可を受けることができません。

法28条3項、5項の規定により営業の停止が命ぜられるのは、次のような場合です(法28③⑤)。

- ① 法28条1項各号の監督処分事由に該当する場合
- ② 法28条1項の規定による指示に従わない場合
- ③ 法28条2項各号の監督処分事由に該当する場合
- ④ 法28条2項の規定による指示に従わない場合

このような者は、建設業を営むものとしての適正性に問題があると考えられますので、本条は、その停止期間は許可を受けられないと規定したものです。この結果、営業停止の期間中の建設業者は、すでに許可を受けている建設業以外の新たな建設業の許可を受けられません。また、許可を受けないで建設業を営むことができる者は、すべての建設業の新たな許可を受けることができません。

10 第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者

本条6号は、許可を受けようとする建設業について、法29条の4の規定により営業を禁止され、その期間が経過しない者は、新たな許可を受けることはできないことを規定しています。

営業の禁止は、建設業者等が営業停止の処分を受けたり、許可を取り消された場合、法人の役員等や、その処分について責任を有する重要な地位にある使用人等が、独立して、あるいは別の法人を組織して新たに同一の営業を開始することを防止することを目的としています。

したがって、許可を受けようとする建設業について営業を禁止されている者は、その期間中は当然に許可を受けることはできません。また、禁止期間を経過しても、その期間中の情状により、再び請負契約に関して不正、不誠実な行為をすることが明らかな者については、なお法7条3号の基準に該当しないと解されます。

11 禁錮以上の刑に処せられ

禁錮以上の刑に処せられた者とは、わが国のすべての法律の規定により、禁錮以上の刑の言渡しが確定した者（法人の役員等、支配人、営業所の所長に該当者があつた場合を含みます。）をいいます。執行猶予がついているかどうかは問題となりません。「禁錮1年執行猶予2年」という場合でも欠格事由に該当します。

本条7号は、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、許可を受けることができません。

本条7号、8号が対象とする刑罰は、次のような場合です。

- ① 禁錮以上の刑に処せられた者
- ② 本法の規定により、罰金の刑に処せられた者
- ③ 本条8号の建設工事の施工に関する法令の規定、または建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定、により政令で定める者（ポイント12参照）

12 政令で定めるもの

本条8号の政令で定める建設工事の施工または建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次のような場合です（令3の2）。

- ① 建築基準法9条1項または10項前段（同法の準用による場合も含みます。）の規定による特定行政庁または建築監視員の命令に違反した者に係る同法98条1項（1号に係る部分に限ります。）
- ② 宅地造成等規制法14条2項、3項または4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法26条
- ③ 都市計画法81条1項の規定による、国土交通大臣、都道府県知事または市長の

命令に違反した者に係る同法91条

- ④ 景観法64条1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法101条
 - ⑤ 労働基準法5条の規定に違反した者に係る同法117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律44条1項により適用される場合を含みます。）、または、労働基準法6条の規定に違反した者に係る同法118条1項
 - ⑥ 職業安定法44条の規定に違反した者に係る同法64条
 - ⑦ 労働者派遣法4条1項の規定に違反した者に係る労働者派遣法59条
- これらにより罰金の刑に処せられた者です。

本条8号は、上記の法令のうち政令で定めるもののほかに、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑法等の一定の罪を犯し罰金の刑に処せられた者も欠格事由の対象となります。この場合も、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は許可を受けることができません。

16 刑の執行を終わり

刑の執行とは、刑を言い渡す判決（刑訴333）が確定したときに、その確定判決を実現することをいいます。これは、検察官が指揮して行います（刑訴471・472）。「刑の執行を終わり」とは、現実に刑の執行を終了したことをいいます。

17 刑の執行を受けることがなくなった

「刑の執行を受けることがなくなった」とは、①仮釈放（刑28）後の残刑期間の経過、②刑（死刑を除きます。）の時効完成による刑の執行の免除（刑31）、③恩赦による刑の執行の免除（恩赦8）を受けた場合をいいます。

これに対して、有罪の言渡しとその効力を失う刑の執行猶予期間が経過した場合（刑27）、大赦、特赦を受けた場合（恩赦3・5）は、刑の言渡しそのものの効力が消滅しますから、その消滅と同時に許可の拒否事由も消滅することになります。

18 暴力団員でなくなった日

本号は、平成26年6月4日法律55号によって新たに挿入されたものです。前号は、各法律によって刑罰を加えられた場合について規定していますが、本号は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に対しても許可を与えないとしたものです。

16 同一の行為能力を有しない未成年者

未成年者は、制限行為能力者として単独で有効に契約などの法律行為をすることが制限されています。このため、親権者・後見人などの法定代理人の同意を得て営業をするか、法定代理人が未成年者を代理して営業をするなどが必要になります。法定代理人の同意を得ないで行った契約などは後で取り消すことができます（民5）。しかし、未成年者は、婚姻した場合には成年に達したものとみなされ（民753）、また法定代理人から一種または数種の営業を許された場合はその営業に関して成年者と同一の行為能力が認められます（民6）。これらは「成年擬制」といわれます。

成年者と「同一の能力を有しない未成年者」とは、成年擬制によって成年者と同一の行為能力を認められていない未成年者をいいます。本条10号は、このような未成年者については、法定代理人が同意するか代理することになりますので、その法定代理人についても欠格要件の規定が適用されることを明らかにしています。

17 前各号又は次号のいずれかに該当するもの

本号は、平成26年6月4日法律55号によって、これまで「…役員」とされていたものが「…役員等」と改正されました。

18 第2号に該当する者

本条2号に該当する者とは、とくに悪質な行為を行ったため法29条1項5号、6号の「不正の手段」で許可を受けたことなどによりその許可を取り消され、その許可の取消の日から5年を経過しない者をいいます。しかし、本条11号は、本条2号に該当する者でも、その者が当該事由に該当する以前から、その許可申請を行う法人の役員または一定の使用人であった場合、これらの者は除くと規定しています。

本条11号が、このように規定する理由は、2号に該当する者が、同時に他の建設業者の役員をかねている場合、他の建設業者も法29条の規定により許可を取り消されたり、許可の更新を拒否されることになってしまいますから、そういう場合まで許可を取り消すことは不適當であるためです（平13・4・3国総建97）。

19 第3号又は第4号に該当する者

ポイント18と同様に、その者が法12条5号に基づく廃業の届出がなされる以前から役員等であった場合には、欠格事由から除かれることになります。

20 第6号に該当する者

ポイント18、19と同様に、法29条の4により営業を禁止される以前から役員等であった場合には、欠格事由から除かれることになります。

21 当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く

この場合も、ポイント18、19、20と同じく、一定の処分を受ける等の以前から建設業者である当該個人の政令で定める使用人であった場合には、欠格事由から除かれることになります。

22 暴力団員等がその事業活動を支配する者

本号は、平成26年6月4日法律55号によって、新たに挿入されました。

ケーススタディ

建設業法8条の「添付書類中に、重要な事実の記載が欠けているとき」に関する裁判例

Q 一般建設業の許可申請において、添付すべき書類が申請者本人から代理権を授けられた代理人が自らの名義により作成されて申請者本人の押印がない場合に、法8条の解釈として、添付書類中に「重要な事実の記載が欠けているとき」に該当するのでしょうか。また、代理人により作成された書類でも、申請者本人の押印が必要だとするのはどのような考え方に基づくのでしょうか。

A 本件は、一般建設業の許可申請において、許可申請書に添付された誓約書、経営業務の管理責任者証明書、専任技術者証明書、許可申請者の経歴書および使用人の略歴書が、それぞれ代理人名義で作成されて、申請者本人の押印を欠いていたために、その申請を却下した建設大臣の処分が問題となったものです。

本来、申請行為のように代理に親しむ事項を内容とするものである場合には、その代理人が真正な代理権を有する代理人であれば、申請のための文書の名義人が本人ではなく、代理人であっても本人の申請行為として取り扱われ、本人記名だけで押印がなくても代理人の記名押印があれば許されます。しかし、法6条およびこれに基づく同法施行規則によるこれらの添付書類は、記載事項を誓約または証明することを内容としており、その誓約または証明はその性質上本人しかすることが出来ないものですから、本件の申請行為は代理に親しまない行為ということができません。したがって、代理人ではなく、本人名義により作成された文書であることが不可欠となります。

§ 8 許可の基準

これらの添付書類に申請者本人の押印が要求されているのは、これらの書類が本人の意思に基づいて作成されたことを証するとともに、その責任の所在を明確にするためであり、またこれらの書類の記載内容が真正であることを誓約または証明することを内容とするからです。

そのために、申請者本人の押印を欠く前記各書類は、法の要求する誓約書または証明を欠くものであり、法8条（改正前）に該当し、これを理由として申請を不許可とした建設大臣の処分は適法であると、判示しました。

（大阪高判平7・10・11行集46・10-11・895。ただし、建設業法平成6年法63改正前の事案）



参考通知

◆建設業許可事務ガイドラインについて

（平13・4・3国総建97）

最終改正 平25・4・17国土建13

【第8条関係】

1 法第8条について

(1) 法第8条本文括弧書きの趣旨

許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までの1に該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。

(2) 法第8条第10号及び第11号括弧書きの趣旨

法第8条第10号及び第11号括弧書きは許可申請者の役員又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があっても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員又は一定の使用人であった場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

第3節 特定建設業の許可

§ 15 許可の基準

第15条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 第7条第1号及び第3号に該当する者¹であること。
- 二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性²、施工技術の普及状況³その他の事情⁴を考慮して政令で定める建設業⁵（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。
 - イ 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者⁶
 - ロ 第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負ひ⁷、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるもの⁸に関し2年以上指導監督的な実務の経験⁹を有する者
 - ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者¹⁰
- 三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額¹¹以上であるものを履行するに足る財産的基礎を有すること¹²。

趣旨

この条は、特定建設業の許可の基準について定めています。建設業法では、建設業の許可を、一般建設業と特定建設業に区分して、一定の場合には特定建設業の許可を得なければならないとしています（法3①、令2）。そして、この許可を得た特定建設業者に対しては、下請人保護等のために、特別の義務を課しています（法24の5・24の6・41②③）。



本条は、特定建設業者に下請人の保護等のために特別の義務を課するとともに、元請人の資力不足や経営困難から生ずる下請人の連鎖倒産などを防止する必要があることなどから、許可基準のうち、一般建設業よりも財産的基礎の要件を重くするとともに、大規模工事の安全・適正な施工確保のために技術者に関する要件を重くしています。

特定建設業は、一般建設業の許可要件（法7）のうち、経營業務の管理責任者（法7一）、誠実性（法7三）、および欠格要件（法8）については同一ですが、法7条に規定する専任の技術者（法7二）、財産的基礎（法7四）については、一般建設業に比べて厳しく規制されています。

➡ ポイント

① 第7条第1号及び第3号に該当する者

本条1号は、特定建設業の許可要件として、法7条1号、3号に該当するものであることが必要であると規定しており、経營業務の管理責任者の経営責任や誠実性の要件は、一般建設業の許可の場合と異なることを明らかにしています。

しかし、特定建設業は、下請人保護を主な目的として制度化されたものですから、一般建設業とは異なり「専任の技術者」と「財産的基礎」に関しては、指導監督的実務経験についての確認資料の提示が求められます（ポイント⑤の(5)を参照してください）。

2 施工技術（設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性

本条2号は、営業所ごとに配置しなければならない専任の者を規定しています。

施工技術の総合性とは、施工技術の基礎となる学問的な論理体系が高度化・複雑化しているために、その工種そのものが大規模・複雑化しているか、または複数の工種を包括するものとなっていることを意味しています。

営業所ごとに置かれる専任の者は、①技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者、②他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者、③それらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者です。なお、国土交通大臣が定める試験とは「建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件」(昭63・6・6建告1317)で定められたものです。

3 施工技術の普及状況

施工技術の普及状況とは、当該建設業に必要とされる施工技術の内容が、技能的な要素や技術的な要素が支配的かについて、それまでの普及状況や他の建設業における普及状況と比較して、高度な技術的な要素が支配的であることを意味しています。

4 その他の事情

当該建設業における、建設工事の公共性、社会的要請、国家資格の充足度等を意味します。

5 政令で定める建設業

政令で定める建設業を「指定建設業」(法15二ただし書)といい、施工技術の総合性、施工技術の普及状況、その他の事情を考慮して政令で定める建設業をいいます。指定建設業とは、施工技術水準の高度化に資するとともに、特定建設業の社会的責任の大きさを考慮して、建設業の近代化、優れた建設構造物の創造のために、特定建設業の中から総合的な施工技術を必要とする次の(1)の7業種を選定し、施工技術の確保と技術力の充実などを促すものとして設けられました。

(1) 指定建設業の指定業種

指定建設業では、専任の技術者にさらに高い能力が要求されています。現在、政令で定める建設業として、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種があります(令5の2)。

(2) 指定建設業者の専任技術者

「専任の技術者」については、以下のいずれかの要件に該当することが必要です。

- ① 指定建設業の許可を受けようとする者は、その営業所ごとに置くべき専任技術者は、許可を受けようとする建設業の種類に応じて、技術検定、資格試験などのその他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものを受けた者(法15二イ。ポイント**6**の表を参照してください。)
- ② 一般建設業の技術者に関する法7条2号イ、ロ、ハに該当するもので許可を受けようとする建設業に関する工事で、発注者から直接請け負った代金額が4,500万円以上の工事に関して、2年以上の指導監督的な実務経験のある者(法15二ロ、令5の3)
- ③ ①または②の者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者(法15二ハ)

(3) 一定の国家資格者

指定建設業とされる工事業の許可業者は、営業所ごとに配置する専任の技術者および工事現場ごとに配置する監理技術者を、原則として1級の技術検定の合格者など、一定の国家資格者としなければならないとされています(平13・4・3国総建99別表参照)。

(4) 専任の者

「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを必要とする者をいいます。会社員の場合は出向社員であっても、その者の勤務状況、給与の支払状況、人事権の状況等により選任かどうかの判断基準によって、専任性が認められる場合には専任の技術者として取り扱うことができます(詳しくは、「§7 許可の基準」ポイント**6**を参照してください。)

(5) 専任技術者の確認書類

専任技術者としての適格性と常勤性を確認するために、行政機関に提出を求められる提出・提示書類は、確認書類、疎明書類、裏付書類といわれます。専任技術者の確認書類として、一般的に以下の書類が必要とされます。

ア 資格・経験確認書類

法7条または15条2号イ、ロ、ハの要件を証明するもの

- ① 技術者の要件が国家資格者の場合の「合格証明書」「免許証」など
- ② 技術者の要件が大臣認定の場合はその「認定書」
- ③ 所定学科卒業および所定の実務経験の場合は「卒業証明書」の原本と必要期間（3年または5年）の「実務経験証明書」（規則様式9号）で、実務経験の内容が確認できるもの（建設業許可通知書の写し、工事請負契約書、個人業者の場合の確定申告書控など）など

イ 常勤確認書

ウ 住民票

エ 常勤性を証明するもの（健康保険被保険者証（写）、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写）、出向の場合の出向協定書・辞令・出勤簿など）など

また、専任技術者は、その営業所に常勤していることが必要ですから、本人の住所と営業所の所在地が離れている場合には、通勤経路図や車検証の写し（車通勤）、交通機関の定期券の写し（車以外の交通手段）などが求められます。

ただし、前記の資格・確認書類は、都道府県によって必要な書類が異なったり取扱いが異なることがあり、また国土交通大臣許可についても、各地方整備局によって確認書類が異なりますから、事前の確認が必要です。

6 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする…者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする…者

特定建設業者の許可を受けようとする者が、その営業所ごとに置かなければならない専任の者は、許可を受けようとする建設業の種類に応じて試験または免許を受けなければならないとされています。

国土交通大臣が定める試験および免許については、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平13・4・3国総建99）の別表欄で、次のように定められています。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
土木工事業	土木工学 （農 林 土	1 法による技術検定のうち 検定種目を建設機械施工又	1 法による技術検定の うち検定種目を1級の	財団法人全 国建設研修

§ 15 許可の基準

		工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者	
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>

7 発注者から直接請け負い

営業所に置かれる技術者に必要とされる実務の経験について、本号口では、「発注者から直接請け負った」工事にかかるものに限定しているため、元請負人から請け負った工事に関する実務経験は含まれません。発注者の現場監督員としての経験等も含まれません（平13・4・3国総建97）。

8 政令で定める金額以上であるもの

令5条の3により、本号の実務経験は請負代金額が4,500万円以上のものであることが必要です。請負代金額が4,500万円とされるのは、次のような理由からです。

3,000万円以上の工事を下請に出すには特定建設業の許可が必要ですが、一方で一般の工事の場合、外注比率は平均50%前後とされています。そうすると指導監督的な実務経験は請負代金6,000万円以上の工事ということになりますが、施工の技術上の管理の類似性などから、多少緩和されて4,500万円とされています（平13・4・3国総建97）。

なお、この基準は、許可を受けようとする建設業に係る工事で、発注者から直接請け負った請負代金額が4,500万円以上であるものについて、2年以上の指導監督的な実務経験が必要とされていますが、これについては経過措置があります。それまでの3,000万円以上が4,500万円以上の工事と改正されたのは、平成6年ですが（「建設業法施行令の一部を改正する政令」（平6・12・14政391））、昭和59年10月1日以降で平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関しての実務経験は、4,500万円以上の建設工事に関する経験とみなして2年以上の期間に算入できるとされています（平13・4・3国総建97）。

9 指導監督的な実務の経験

指導監督的な実務経験とは、建設工事の設計または施工の全般について、工事現場主任者、または工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます（平13・4・3国総建97）。

実務経験の期間は、本号口により2年以上とされています。この期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係わる経験期間を積み上げて合計した期間とします。ただし、経験期間が重複しているものがあるときは、二重

に計算することはできません。

ただし、電気工事や消防施設工事のように、電気工事免状、消防設備士免状などの交付を受けなければ直接工事に従事できない工事では、これらの免状等の交付を受けた者として従事した実務経験のみを経験期間に算入することになります(平13・4・3国総建97)。

10 認定した者

本条2号イまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有する者との国土交通大臣の認定は、個別の申請によりますが、許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合の認定は、「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(平元・1・30建告128)」に明らかにされています。

また、本条2号ロの規定により、昭和43年3月8日建設省告示第353号に定めるほか、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものを定める告示として「昭和47年建設省告示第353号に定めるほか、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」(昭60・3・20建告625)があります。同告示は、旧日本電信電話株式会社法附則4条1項の規定による解散前の日本電信電話公社に関連した告示です(参考告示参照)。

11 政令で定める金額

政令で定める金額は、令5条の4で8,000万円とされています。

12 財産的基礎を有すること

特定建設業は、下請保護を主な目的として制度化されていますので、一般建設業と異なり、発注者との間の請負契約で、請負代金の額が8,000万円以上のものを施工するのに十分な財産的基礎を有することが必要です。

財産的基礎を有しているか否かの判断は、許可や更新申請のときに提出される財務諸表を資料として行われます。倒産することが明白である場合を除き(この場合は許可が与えられません)、次の基準のすべてに適合していれば、本号の基準(ポイント11)を参照してください。)に適合しているものとされます(平13・4・3国総建97)。

- ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えないこと
- ② 流動比率が75%以上であること

③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

a 「欠損の額」とは、次の額をいいます。

法人の場合は、貸借対照表の繰越利益剰余金が赤字である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金およびその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除きます。）の合計額を上回る額をいいます。

個人の場合は、事業主損失が、事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金および準備金を加えた額を上回る額をいいます。

b 「流動比率」とは、流動資産の額を流動負債の額で割った数値をパーセント（％）で表したものをいいます。

すなわち、 $\text{流動資産} \div \text{流動負債} = \%$

c 「資本金」とは、株式会社においては払込資本金、特例有限会社にあつては資本の総額、持分会社等においては出資金額、個人にあつては期首資本金の額をいいますが、その資本金の額が2,000万円以上であり、自己資本の額が4,000万円以上であることが必要となります。

d 「自己資本」とは、総資本から他人資本（社債、長期・短期借入金）を除いたものの額をいいます。法人においては純資産合計額をいい、個人においては期首資本金、事業主借勘定および事業主利益の合計額から、事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金および準備金を加えた額をいいます。

①から③の基準を満たしているかの判断は、原則として以下によります。

a 既存の企業にあつては、申請時の直前の決算期における財務諸表により行います。

b 新規設立の企業にあつては、創業時における財務諸表により行います。

ただし、財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさない場合でも、直前の決算期または創業時における資本金額が2,000万円未満である場合でも、申請日までに増資を行うことによって、2,000万円以上とすることが確実となった場合には、本号の基準を満たしているものとして取り扱われます（平13・4・3国総建97）。

§ 15 許可の基準

一般建設業と特定建設業の許可の違い

許可要件	一般建設業	特定建設業
経營業務の管理責任者がいること	役員等のうち1人が経營業務の管理経験を有すること	同左
専任の技術者がいること	営業所ごとに一定の資格・実務経験を有する専任の技術者がいること	同左 (ただし、一般建設業の技術者要件より高度な技術要件が必要)
誠実性があること	役員等一定の者が請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれがないこと	同左
財産的基礎または金銭的信用があること	次のいずれかに該当すること ① 自己資本500万円以上 ② 500万円以上の資金を調達する能力があること ③ 許可申請直前5年間許可を受けて継続して営業したこと	次のすべてに該当すること ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること
許可を受けようとする者の資格等	8条に該当しないこと	同左

建設業法手引四

 **関係告示**

◆昭和47年建設省告示第353号に定めるほか、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件

(昭60・3・20建告625)

改正 平12・12・12建告2345

建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号ロの規定により、昭和47年3月8日建設省告示第353号に定めるほか、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を次のとおり定め、昭和60年4月1日から適用する。

次の表の上欄に掲げる日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第4条第

三三七

§15 許可の基準

1項の規定による解散前の日本電信電話公社の部局の下欄に掲げる職位において、電気通信工事で工事額が3,000万円以上であるもの（昭和59年10月1日前の電気通信工事にあつては、1,500万円以上であるもの）に関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者で国土交通大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めるもの

部	局	職 位
本社	データ通信本部	調査役 専門調査役 調査員 主任データ通信員
	マイクロ無線部	調査役 監督
	建設局	監督
電気通信局	建設部	線路工事課長 第一線路工事課長 第二線路工事課長 機械工事課長 市内機械工事課長 市外機械工事課長 伝送無線工事課長 土木工事課長 第一土木工事課長 第二土木工事課長 総合工事長 監督
	土木工事部	第一工事課長 第二工事課長 第三工事課長 第四工事課長 総合工事長 監督
	データ通信本部及びデータ通信部	調査役 総合工事長

建設業法手引四

三三八

- 3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等
- 4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為
- 5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為
- 6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為

二 営業停止期間中でも行える行為

- 1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請
- 2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工
- 3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工
- 4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工
- 5 災害時における緊急を要する建設工事の施工
- 6 請負代金等の請求、受領、支払い等
- 7 企業運営上必要な資金の借入れ等

§ 29 許可の取消し

第29条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該建設業者の許可を取り消さなければならない¹。

一 一般建設業の許可を受けた建設業者にあつては第7条第1号又は第2号、特定建設業者にあつては同条第1号又は第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた場合²

二 第8条第1号又は第7号から第13号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当³するに至つた場合

二の二 第9条第1項各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合⁴において一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けないとき。

三 許可を受けてから1年以内に営業⁵を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合

四 第12条各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当⁶するに至つた場合

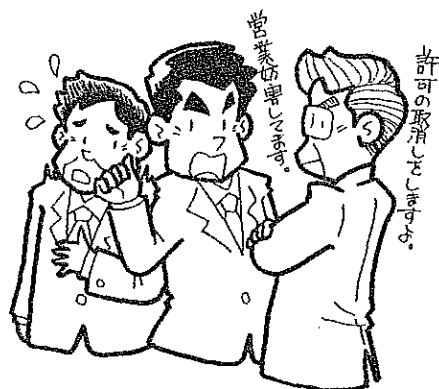
五 不正の手段⁷により第3条第1項の許可（同条第3項の許可の更新を含む。）を受けた場合

六 前条第1項各号のいずれかに該当し情状特に重い場合⁸又は同条第3項若しくは第5項の規定による営業の停止の処分に違反した場合⁹

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第3条の2第1項の規定により付された条件に違反したときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。

趣旨

建設業を許可制（一定の基準に適合する者についてのみその営業を認めるという制度）とした理由は、建設業の健全な発達を図り、公共の福祉を実現するという点にありますから、仮に、健全な建設業の発展と育成が阻害されたり、公共の福祉が害されるなどの事由が生じたときには、許可を取り消すことにより、かかる目的を担保することが必要となります。



本条は、そのような観点から、建設業者に対する監督処分のうち、許可の取消しについて定めています。

→ ポイント

① 許可を取り消さなければならない

許可の取消しについては、行政庁が自由な裁量権をもつものではない（義務的取消し）ことを定めています。しかし、当該取消事由に該当するかどうかは、許可行政庁が判断することになります。

ところで、許可は業種別に行われ、それぞれが独立した許可となっていますから、一の建設業者が二つ以上の許可を受けている場合には、その取り消すべき許可の範囲が問題となります。以下、取消事由ごとにみておきます（昭和47・3・18計建発46）。

- ① 本条1項1号、3号または5号に該当する場合には、その該当する事実に関する許可が取り消されます。
- ② 本条1項2号の場合には、次のようになります。
 - a 該当する事実が法8条1号、7号、8号、9号、13号に関するものであるときは、その建設業者が受けているすべての建設業の許可
 - b 該当する事実が法8条10号に関するもので、法定代理人が同条1号から9号までのいずれか、または、同条11号に該当するときは、その建設業者が受けているすべての建設業の許可（6号に関するときはその建設業の許可）

c 該当する事実が法8条11号または12号に関するもので、その法人の役員等、その法人、または、個人の令3条の使用人が1号から4号、7号または8号に該当するときはその建設業者が受けているすべての建設業の許可（6号に関するときはその建設業の許可）

- ③ 本条1項2号の2に関する場合は、全ての許可
- ④ 本条1項4号に関する場合は、その事実が法12条1号から3号のいずれかに関するものであるときは、全ての許可。同条4号に関するものであるときは、その廃止された建設業の許可
- ⑤ 本条1項6号に関する場合、事実が建設業者の建設工事の施工に関する全般の姿勢に関して生ずるものであるときは、状況に応じて、特定建設業の許可もしくは一般建設業の許可または許可の種類区分にとらわれず相当と認める範囲の建設業の許可。事実が個々具体の建設工事の施工に関して生ずるものであるときはその具体の建設工事に係る建設業の許可

建設業の許可の取消処分の効果は、次のとおりです。

- ① 許可の取消処分の到達以後は、その建設業については令1条の2に定める軽微な建設工事となるもののみを請け負って営業することを除き営業ができなくなります。これに反した場合は、無許可営業となり罰則が適用されます。
- ② 取消処分を受けても、その処分が到達する前に受注した建設工事は引き続き施工することができます。しかし、この場合は、その処分を受けた者、またはその一般承継人は、許可を取り消された後、2週間以内にその旨を当該建設工事の注文者に通知する必要があります（法29の3①）。
- ③ 本条1項5号、6号に該当して許可を取り消されたときには、その者は、取消しの日から5年間は建設業の許可を受けることができません（法8二・17）。
- ④ 本条1項5号、6号に該当して許可を取り消されたときは、法人であるときはその役員等、および当該処分の原因である事実について相当の責任を有する令3条の使用人に対して、当該取消しに係る建設業について、営業の禁止の処分（法3条1項で定める軽微な建設工事のみを請け負うものは除外されます。）が必ずなされることとなります（法29の4②）。

2 基準を満たさなくなつた場合

本条1項1号は、一般建設業者、特定建設業者などの許可に係る建設業に関し経

営業務の管理責任者としての経験を有する者を欠くに至った場合、または営業所ごとに置くべき専任の技術者を欠くに至った場合に、許可の取消しの対象となることを定めています。

なお、これらの者を欠くに至った場合は、法11条5項の規定（法17条において準用する場合を含みます。）により、2週間以内に届出が必要です。

これに対して、法7条3号、または同条4号（特定建設業者の場合は法15条3号）に規定する要件を欠くに至った場合には許可が取り消されません。その理由は、前者はそのような事実があれば6号に該当し、後者は、一時的に経営が悪化しても立ち直ることもありうるので、ある程度、長期的な見通し（許可の有効期間の5年）のもとで、判断することにしたからです。

なお、管理責任者などの者が、死亡、退職、配置換えなどがあった場合などでは、それに代わるべき者があるときには、2週間以内に変更の届出を提出すればよいとされています（法11④・17）。

3 第8条第1号又は第7号から第13号まで（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当

本条1項2号は、許可を受けたあとに、許可の拒否事由（法8一・七～十三）に該当することとなった場合を許可取消しの事由としたものです（法29①二）。

法8条2号から6号を除外するのは、許可の更新の拒否事由に含めないのと同じ理由です（「§8 許可の基準」を参照してください）。

なお、この取消事由に該当するに至った場合には、法11条5項（法17条で準用する場合を含みます。）により、2週間以内に届出が必要です（法11⑤）。

4 第9条第1項各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する場合

これらは、営業所の新設、廃止等により許可行政庁を変える必要がある場合です。いずれの場合も法3条により許可を受けなければならず、新たな許可を受けたときは、それまでの許可は効力を失うこととされています（法3）。

この場合、新たな許可を受けないときは、その者の許可が不適法な許可となりますから、本条1項2号の2の問題となります。

5 営業

本条1項3号の営業には、建設工事の施工だけではなく、入札参加、請負契約の準備行為なども含まれると解されます。ですから、そのような活動を行っている場合には、本条1項3号に該当しないとされています。

本条1項3号は、いずれも、建設業を営む意思がないものと認められ、活動の実態がともなわないものを放置しておくことは、許可制度の趣旨に反することから取消事由とされたものです。

6 第12条各号（第17条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当

法12条は、死亡（法12一）、法人の合併による消滅（法12二）、破産手続開始の決定による解散（法12三）、法人の合併、破産手続開始の決定以外の事由による解散（法12四）、廃止（法12五）を定めています（「§12 廃業等の届出」を参照してください）。これらは、許可に係る建設業者が消滅し、または許可に係る建設業を継続する意思を失ったものですから、許可が取り消されるのです（法29④四）。

7 不正の手段

不正の手段とは、許可申請書やその添付書類に虚偽の事実を記載すること、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査などに対して虚偽の回答などをすること、暴行、脅迫などの不正な行為で許可を受けること等をいいます（仙台地判平6・7・11判時1516・68）。

不正の手段で許可を受けている場合、許可の適正を保つために取消しをする必要があることから定められています（法29④五）。

8 情状特に重い場合

情状がとくに重い場合とは、建設業者の故意・重大な過失が認められる場合、同種の事案を繰り返し生じている場合で、自らの努力で改めることが期待できないような場合です。

これらの場合は建設工事を適切に施工するなど、建設業の営業を適正に行うことが期待できませんから、許可を取り消すこととなります。

この規定は、抽象的な表現となっていますから、監督行政庁は、客観的かつ適正に判断することが必要となります。

9 営業の停止の処分に違反した場合

停止を命ぜられている期間中に営業行為を行ったときをいいますが、この場合の「営業」には、請負契約の準備行為としての入札、見積り、契約の誘引行為なども含まれます。



参考判例

○特定建設業の許可の更新を受けた株式会社が、法29条5号に該当するとして、許可の取消しを受けたので、その取消しを求めるとともに、その代表者、役員が新たに営業を開始することを禁止する命令を受けたので、その命令の取消しを求めた事案において、原審判決（仙台地判平6・7・11判時1516・68）は、「不正の手段」とは、許可行政庁の判断を誤らせようとして許可申請書やその添付書類に虚偽の記載を行うこと、許可の審査に関連する行政庁の照会、検査等に対して虚偽の回答等を行うこと、暴行、脅迫等の不正な行為をしたりすること等をいうとした。

また、建設業者が法人である場合、その法人の代表者以外の役員、または従業員により建設業の許可（または更新）の手続がなされ、それらの行為者が故意に「不正の手段」を用いたときは、たとえ当該代表者に監督上の責任がないと認められるなど、法人の行為と同視することができないような特段の事情がある場合を除いて、当該法人において故意に「不正の手段」を用いたものと同視するのが相当であるとし、上記高裁判決は、原審の判断に従い、当該許可の取消しを適法とした事例。

（仙台高判平6・12・9行集45・12・2011）



関係書式

○一般・特定建設業の許可取消通知書（昭47・3・18計建発54別紙二・三）

別紙9

文 書 番 号

平成 20 年 10 月 1 日

〇〇〇〇 殿

〇〇 局長 〇〇〇〇 印

~~一般~~建設業の許可の取消しについて（通知）
~~特定~~

貴 〇〇〇〇 の下記に掲げる~~一般~~建設業の許可については、建設業法第 29 条第 1 項第 〇 号の規定により、平成 20 年 10 月 1 日付けで取り消したので、通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、天災その他審査請求をしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（〇—〇〇）第 〇〇 号

許 可 年 月 日 平成 18 年 4 月 1 日

建設業の種類